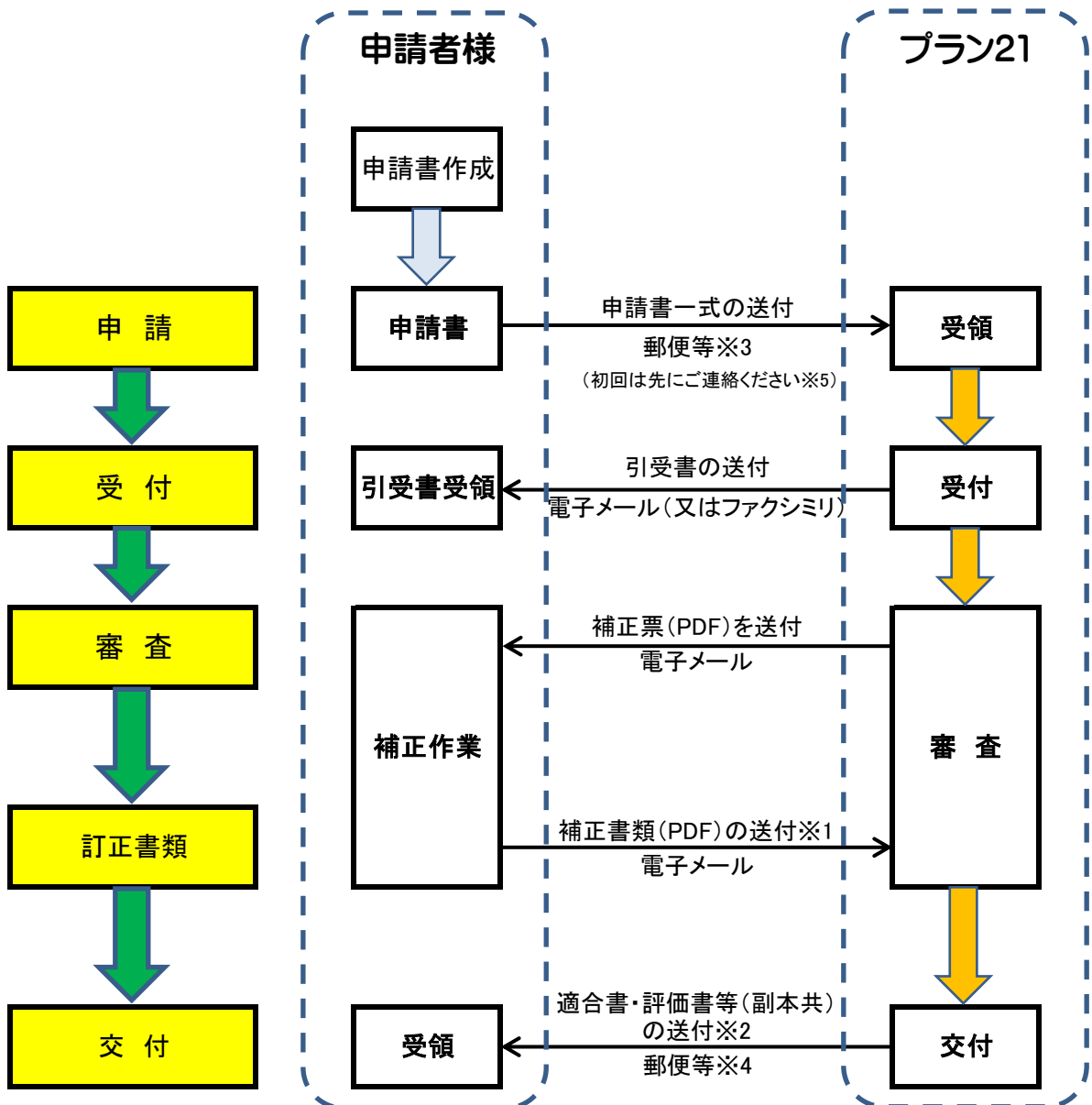


■■ 当社は下記の業務については、ご来店いただかなくても ■■  
申請、訂正、受領することが可能です。

- ・ 設計住宅性能評価申請
- ・ 長期優良住宅認定に係る技術的審査
- ・ 省エネラベル適合性評価申請
- ・ 低炭素建築物認定に係る技術的審査
- ・ 住宅性能証明書申請
- ・ 現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行業務(すまい給付金)
- ・ 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書



※1:ただし、次の場合は郵便等にて当社まで書類をお送り下さい。

- ①多くの訂正書類がある場合。
- ②構造計算書等の場合。
- ③申請書や委任状等で押印書類が必要な場合は、その書類のみを郵送してください。

ご来店により補正される場合は、当社の本店にて行ってください。

※2: 評価書や適合書及び副本の送付は、お支払い後となります。(掛け払いの場合を除く)

※3: 郵便等による場合以外では、当社の本店又は支店に提出してください。

※4: 郵便等による場合以外では、当社の本店又は支店にて受領をしてください。

※5: 初めて申請される方は、先にご連絡をお願い致します。